

第202500126011号
令和7年8月27日

鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会委員様

鳥取県立図書館長
(公印省略)

令和7年度第2回鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会の書面開催について(依頼)

日頃から、当館の活動に対して御理解、御支援をいただきお礼申し上げます。

さて、前回の協議会でお伝えしたとおり、第2回鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会を書面にて開催させていただきます。

前回の協議会までに皆様からいただいた御意見について改めて検討し、関係部局とも協議のうえ鳥取県読書バリアフリー計画の改訂方針を皆様からいただいた御意見を反映し見直しました。

見直しの内容は、別紙1「鳥取県読書バリアフリー計画の改訂について」、別紙2「鳥取県読書バリアフリー計画（第2期）の基本的な考え方」のとおりですので御確認のうえ、御意見等がありましたら別紙3「回答記入用紙」により、令和7年9月12日（金）までにメール又はファクシミリにて御回答くださるようお願いします。

10月下旬頃に対面での開催を予定しております第3回協議会に向け、見直した改訂方針に沿って計画策定作業を進める予定としております。第3回協議会の開催日程を調整する必要がありますので、別紙3により御都合について御回答いただくよう併せてお願いします。

担当・お問い合わせ先

鳥取県立図書館 情報相談課 小林みちる、松尾佳美
〒680-0017 鳥取市尚徳町101番地
電話 0857-26-8155
(休館、閉館時は0857-26-8156)
ファクシミリ 0857-22-2996
電子メール toshokan@pref.tottori.lg.jp

鳥取県読書バリアフリー計画の改訂について

令和7年8月27日

- ① 5月30日の会議でいただいた御意見を受けて、計画の基本的考え方・構成を改めて検討し会議で示した案を変更しました。
- ② 変更の内容を以下に記載しておりますので御確認ください。(いただいた御意見はほぼ反映できたと考えております)
- ③ なお、皆様の御意見と変更の内容について、教育委員会、県福祉保健部と協議したところ、意見とその変更内容とも妥当なものであり、変更した内容に沿って進めるのが適当という結果でした。
- ④ 今回、書面開催する協議会では、変更の内容について御確認のうえ、回答様式により御回答ください。

皆様からいただいた御意見などを踏まえて、今後の改訂方針を改めて整理し直しました。
(意見の番号は事務局が便宜的に付与したものです)

1 計画の対象・方向性について

- [意見1] 読書バリアフリー法の「視覚障害者等」の「等」が明確でなく、対象をどう整理するのか。特に高齢化率が4割を超える本県では、高齢者についての検討も必要。
- [対応] 視覚障がい者等の“等”について、高齢者や発達障がい児などの読書に困難を感じている誰もが対象であることを明記する。
- [意見2] 障がいや困り感ごとに応じて「バリアフリー」の考え方でよいのか。
- [対応] 従来の「困難へ対応する読書バリアフリー」から「誰もが楽しめる読書のユニバーサルデザイン化」を方針として、計画の改訂を進める。

2 一層の普及・啓発について

- [意見3] 必要な者にアクセシブルな書籍・サービスの情報が十分には届いていない。(高齢者、肢体不自由の方、読むことが苦手な児童生徒など)
- [対応] 関係機関の連絡会実施、広報資料の作成・配布や体験会の実施等、市町村、医療、福祉関係機関等との連携による普及啓発を計画の柱に位置付ける。
- [意見4] 障がい等の当事者以外に、広く一般に読書バリアフリー・多様な読書のあり方にについて啓発すべき。
- [対応] アクセシブルな書籍の使用体験会の実施等、対象を広くして行い、特に若年層への普及・啓発に努めることを計画に位置付ける。

3 環境整備について

- [意見5] 先ず、アクセシブルな図書の収集が必要である。
- [対応] 電子書籍・オーディオブックの購入比率増や、出版社と連携した電子版郷土資料の収集などの方法でアクセシブルな書籍を増やすことを計画に明記する。
- [意見6] 高齢化によりボランティアの確保が今後さらに難しくなることが予想されることから、アクセシブルな書籍の収集は購入・有償での音訳・点訳等の製作や、AIを活用した録音図書の製作等について検討すべき。
- [対応] ボランティアだけに頼るのではなく、新しい技術や有償による製作等多様な方法を導入していくことや、学生ボランティア等新たな人材の確保に努めることを計画に加える。
- [意見7] 医療・福祉・学校教育等と連携し、市町村立図書館など身近なところで関連サービスを利用できることが必要。
- [対応] 関係機関の連絡会実施、広報資料の作成・配布、体験会の実施などの対応を明記する。
- [意見8] 電子書籍等の使用のためのICT機器操作の支援の充実が求められる。
- [対応] 点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報・使用の支

援や、障がいの特性に応じた端末機器等の給付について計画に明記する。

4 アクセシブルな書籍の製作支援、製作人材の育成をはじめとした人材確保について

[意見 9] 製作に携わる人材の高齢化などを踏まえ、人材育成・製作のノウハウ共有などが
必要。

[対 応] (再掲) 新しい技術や有償による製作等多様な方法を導入していくことや、学生ボラ
ンティア等新たな人材の確保に努めることを計画に加える。

[意見 10] 若い世代にボランティアや読書バリアフリーに関わる体験の機会を提供し、多様
な読書のあり方の理解と人材確保を進めることが必要である。

[対 応] アクセシブルな書籍の使用体験会の実施等、特に若年層への普及・啓発を行う等、
情報発信、環境整備の充実を図り、広く県民に周知する取組について計画に加える。

[参考] 今後の改訂スケジュール（予定スケジュールに変更はありません）

- ・令和 7 年 8 月、10 月…第 2 回、第 3 回協議会の開催
- ・令和 7 年 12 月…パブリックコメントの実施
- ・令和 8 年 2 月…第 4 回協議会の開催
- ・令和 8 年 3 月…知事、教育長決裁後、第 2 期計画の発表

(別紙2)

鳥取県読書バリアフリー計画（第2期）の基本的な考え方

1 「誰もが楽しめる読書のユニバーサルデザイン化」

個別のバリアフリー対応を進めつつ多様な読書の在り方を普及することで、誰もが利用しやすく、自分に合った方法を選択して読書できる環境の実現に向けた計画とする。

例えば、「読む読書」だけでなく「聞く読書」など多様な読書を一般化することで、誰でも・いくつになっても本が読め、また、G I G A端末を通してアクセシブルな図書や資料を活用することにより、同じ教室にいる読字に困難がある児童も、困難がない児童も等しく学べる読書環境の実現を目指す。

2 主な改訂ポイント

(1) 対象の考え方

- ・視覚障がい者等の“等”を明確化し、高齢者や発達障がい児などの読書に困難を感じている誰もが対象であることを明記。
- ・特に高齢化率が4割を超える本県では、高齢者も対象とすることを明記することが必要。

(2) アクセシブルな書籍の収集方法

- ・アクセシブルな書籍の収集をボランティア団体に依存するのではなく、有償サービスや電子書籍の購入、A Iの活用なども視野に入れ、多様な収集体制を構築。
- ・特にボランティア団体のメンバーが高齢化していく現状を踏まえ、若年層の人材確保に努める。

(3) 普及啓発

- ・アクセシブルな書籍・サービスの情報を広く県民に周知する取組を進める。
- ・市町村や医療・福祉関係機関との連携を強め、情報発信、環境整備の充実を図る。

3 計画の構成

(1) 計画の基本的事項

ア 計画の位置付け

イ 計画の対象

- ・視覚障がい者等（根拠法の対象の説明）
- ・視覚障がい者等以外の読書や図書館の利用に困難を伴う者（高齢者、聴覚障がい、知的障がい、認知症など）及び現時点で読書に支障のない者（県計画の考え方を加える）

ウ 計画の期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

(2) 第1期計画の成果

ア これまでの取組と成果

- ・利用状況や聞き取り等

- ・第1期最終評価

イ 課題

(3) 現状等 ※1期以降の変化

- ・各種統計データ
- ・GIGAスクール構想の進展に伴う教育現場のICT環境の整備
- ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の公布・施行（令和4年5月）
- ・障害者差別解消法の完全施行（令和6年4月。民間企業における合理的配慮の提供の義務化）
- ・スマートフォン等情報機器端末の普及
- ・鳥取県内の少子高齢化の進行

(4) 基本的な方針等

ア 目指す姿

誰でも生涯にわたって読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受できるユニバーサルデザインな読書環境の実現（誰もが楽しめる読書のユニバーサルデザイン化）

イ 基本的な方針

- ① アクセシブルな書籍の充実
- ② 誰もが自分に合った書籍にアクセスできるサービスの充実
- ③ すべての人が読書を楽しめる環境の普及・啓発

(5) 施策の方向性

ア アクセシブルな書籍の充実

- ① アクセシブルな書籍の収集
- ② アクセシブルな書籍の製作
- ③ 誰もが自分に合った書籍にアクセスできるサービスの充実

イ 当事者の意見やニーズを反映したサービスの実施

- ① アクセシブルな書籍等の利用の支援（図書館）
- ② アクセシブルな書籍等の利用の支援（学校）
- ③ アクセシブルな書籍等の利用の支援（その他の機関）

ウ すべての人が読書を楽しめる環境の普及・啓発

- ① 市町村や福祉・医療機関等との連携による読書に困難がある人へのアクセシブルな資料やサービスの普及
- ② 多様な読書のあり方の幅広い層への普及・啓発（特に若年世代を対象）

(6) 指標

(7) 用語集

【第2回協議会 回答記入用紙】

所属名

氏名

1 改訂案について

別紙1「鳥取県読書バリアフリー計画の改訂について」、別紙2「鳥取県読書バリアフリー計画（第2期）の基本的な考え方」を御確認いただき、以下の該当する方に○を御記入ください。

- ① 了解しました。 ()
- ② 意見があります。()

「意見があります」に○をされた方は、以下に御意見を御記入ください。

(書ききれない場合等は、別途任意の様式で御提出ください。)

御意見

2 第3回協議会の日程調整について

下記のうち、御都合の良い日に○を、悪い日に×を御記入ください。

- ① 10月29日(水)午後()
- ② 10月31日(金)午前()
- ③ 10月31日(金)午後()
- ④ 11月5日(水)午後()

※回答期限：9月12日(金)

※回答方法：下記担当まで、メール又はファクシミリにてお送りください。

(担当)

鳥取県立図書館 情報相談課 小林みちる、松尾佳美

〒680-0017 鳥取市尚徳町101番地

ファクシミリ 0857-22-2996

電子メール toshokan@pref.tottori.lg.jp